

三島村自動車航送運賃助成金交付要綱

令和4年4月1日  
告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に定められる継続検査(以下「自動車検査」という。)における自動車航送運賃の負担を低減化することにより経済的支援を図り、本村の地域活性化および定住を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(対象航路)

第2条 対象航路は三島村内各港～鹿児島本港とする。ただし、三島村内各港発着の車両とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 第5条の申請の日において、村内に住所を有する個人、もしくは村内に本店所在地が登記されている法人であること。
  - (2) 助成対象車両の自動車検査証に記載された使用者であること。ただし、法人名義の車両や申請に係る自動車検査時において名義変更を行う場合にはその限りではない。
  - (3) 自動車運転免許証を保有している者であること。
  - (4) 補助対象者及びその世帯員に村税および公共料金等(使用料、保険料、徴収金を含む。)の滞納がないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- 2 前項第2号にかかわらず、助成対象車両の自動車検査証に記載された使用者が助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)と異なる場合、使用者と申請者の続柄が二親等以内であれば助成対象者とする。

(助成対象車両および助成金の額等)

第4条 助成対象車両及び助成金の額は次に掲げるものとする。ただし、片道及び自動車検査の目的以外の無人車両については、本助成金の交付対象としない。

対象車両	助成率	備考
特殊手荷物に分類されない検査義務がある自動車	航送料の100%以内	

2 本助成事業は、自動車検査終了後の島への返送日を基準日とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、三島村自動車航送運賃助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、復路の海上輸送を行った日から2ヶ月以内又は復路の海上輸送を行った日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査日が確認できる書類の写し(検査後の自動車検査証等の写し)
- (2) 自動車運転免許証の写し(表面と現住所が異なる場合は両面)
- (3) 航送料領収書の写し(往復分)
- (4) 助成金の受取口座を確認できる書類の写し(村に口座が登録されている場合は省略可)
- (5) ((1)を提出できない場合)住所地の役場出張所長が作成した自動車検査日確認書(様式第4号)

(6) ((2)を提出できない場合)自動車運転免許情報が確認できる書類の写し

(7) その他村長が必要と認める書類

2 第3条第2項に該当する場合は、前項の書類に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 使用者と申請者の続柄が二親等以内であることが分かる証明書等

(2) 住所地の役場出張所長が確認した車両使用確認書(様式第2号)

(交付および不交付の決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、内容の適否を判断し、申請者に対し助成金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 村長は、前条の助成金交付決定通知後、申請者に対し助成金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 本要綱の規定に違反したとき。

(3) その他村長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行し、改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する。

三島村長 殿

（申請者）

住所 鹿児島郡三島村大字（竹島・硫黄島・黒島） 番地  
氏名

三島村自動車航送運賃助成金交付申請書兼同意書

三島村自動車航送運賃助成金の交付を受けたいので、三島村自動車航送運賃助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、この申請に伴い、三島村が村税及び公共料金等（使用料、保険料、徴収金を含む。）の納付状況ならびに使用者の住所について調査することに同意します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 提出書類

申請者 チェック欄	書類名	部数
	自動車検査日が確認できる書類の写し（検査後の自動車検査証等の写し）	
	自動車運転免許証の写し ※現住所と異なる場合は両面	
	航送料領収書の写し（往復分）	
	助成金の受取口座を確認できる書類の写し （村に口座が登録されている場合は省略可）	
	（自動車検査日が確認できる書類を提出できない場合） 住所地の役場出張所長が作成した自動車検査日確認書（様式第4号）	
	（自動車運転免許証の写しを提出できない場合） 自動車運転免許情報が確認できる書類の写し	

3. 助成金受取口座

金融機関名		支店名
銀行・信用金庫・農協		
預金種目	口座番号	口座名義
普通・貯蓄		

※原則、申請者と同一名義の口座を指定ください。

車両使用確認書

住 所	鹿児島郡三島村大字（竹島・硫黄島・黒島） 番地		
氏 名			
生 年 月 日		性別	
車 両 番 号			
自動車の種別			
車 名			

上記の者が、記載の車両を住所地で使用していることを確認しました。

確認者 （竹島・硫黄島・大里・片泊）出張所 所長 印

令和 年 月 日

三島村長 殿

年 月 日

様

三島村長

印

助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三島村自動車航送運賃助成金交付申請につきまして、交付・不交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付金額 金 円
2. 交付時期 この通知より概ね1ヶ月以内に指定口座へ振り込む。
3. 不交付の理由

以上

自動車検査日確認書

住 所	鹿児島郡三島村大字（竹島・硫黄島・黒島） 番地		
氏 名			
生 年 月 日		性別	
車 両 番 号			
自動車の種別			
車 名			
自動車検査日	令和 年 月 日		
自動車検査日 確認方法	車検後の検査標章（ステッカー） その他（ ）		

上記の者が使用している車両について、自動車検査日を確認しました。

確認者 （竹島・硫黄島・大里・片泊）出張所 所長 印

令和 年 月 日

三島村長 殿